

# 事業者乗務証交付等の手引き (個人タクシー事業者用)

申請書類等（規則外の様式番号）

## 目 次

### 1. 事業者乗務証の交付

- ① 新規許可を受けたとき
- ② 譲渡譲受の認可を受けたとき

### 2. 事業者乗務証の訂正

- ① 氏名を変更したとき
- ② 運転免許証の期限更新を行ったとき

### 3. 事業者乗務証の再交付

- ① 紛失したとき
- ② 汚損又は毀損（汚れたり、破れたり）したとき

### 4. 事業者乗務証の返納

事業を廃止したとき

## 事業者乗務証の交付等に必要書類の一覧

申請書類等(規則上の様式番号)	14	15							
申請書類等(規則外の様式番号)				12		10		参	
	事業者乗務証交付申請書	事業者乗務証訂正・再交付申請書	申請用写真	運転免許証の写し	許可書・認可書の写し	事業者乗務証返納届	事業者乗務証	紛失理由書	(事業の廃止届等の写し (運輸支局の受付印のあるもの))
新規許可を受けたとき 譲渡譲受・相続の認可を受けたとき	○		○	○	○	※1	※1		
氏名を変更したとき		○	○	○			○		
運転免許証の有効期間の変更があったとき		○	○	○			○		
再交付(事業者乗務証を紛失したとき)		○		○				○	
再交付(事業者乗務証を汚したとき)		○		○			○		
事業を行わなくなったとき						○	○		○

注) ○印は提出、△印は提示して頂く書類です。

※1 事業の譲渡譲受により事業者乗務証の交付申請をするときは、事前に譲渡人の事業者乗務証の返納手続きが必要です。

## 1. 事業者乗務証の交付

### ◎ 手続きが必要となる場合 申請書類等（規則外の様式番号）

- ① 新規許可を受けたとき
- ② 譲渡譲受・相続の認可を受けたとき

### ◎ 手続きに必要な書類等

- (1) 事業者乗務証交付申請書（施行規則第14号様式）
  - ・ 事業者本人が直筆で記入してください。
  - ・ エクセルで入力した場合、事業者本人の認印の押印が必要となります。  
※ 申請者の氏名・住所を直筆で記入する場合は、認印は不要。

- (2) 申請用写真（1枚）  
撮影から6月以内のもの（裏面に氏名、撮影年月日を記載）  
5cm四方、単独、無帽、単独、正面、無背景のもの

- (3) 運転免許証の写し（様式12）  
運転免許証の表裏面の写しを貼って、事業者の証明印が必要となります。

- (4) 許可書、認可書の写し  
※ 譲渡譲受等の場合は、事前に譲渡人等の事業者乗務証の返納が必要となります。

## 2. 事業者乗務証の訂正

### ◎ 手続きが必要となる場合

- ① 氏名を変更したとき
- ② 運転免許証の期限更新を行ったとき

### ◎ 手続きに必要な書類等

- (1) 事業者乗務証訂正・再交付申請書（施行規則第15号様式）
  - ・ 事業者本人が直筆で記入してください。
  - ・ エクセルで入力した場合、事業者本人の認印の押印が必要となります。  
※ 申請者の氏名・住所を直筆で記入する場合は、認印は不要。

- (2) 申請用写真（1枚）  
撮影から6月以内のもの（裏面に氏名、撮影年月日を記載）  
5cm四方、単独、無帽、単独、正面、無背景のもの

- (3) 運転免許証の写し（様式12）  
運転免許証の表裏面の写しを貼って、事業者の証明印が必要となります。

- (4) 事業者乗務証

### 3. 事業者乗務証の再交付

#### ◎ 手続きが必要となる場合

- ① 紛失したとき
- ② 汚損又は毀損（汚れたり、破れたり）したとき

#### ◎ 手続きに必要な書類等

- (1) 事業者乗務証訂正・再交付申請書（施行規則第15号様式）
  - ・ 事業者本人が直筆で記入してください。
  - ・ エクセルで入力した場合、事業者本人の認印の押印が必要となります。  
※ 申請者の氏名・住所を直筆で記入する場合は、認印は不要。
- (2) 申請用写真（1枚）  
撮影から6月以内のもの（裏面に氏名、撮影年月日を記載）  
5cm四方、単独、無帽、単独、正面、無背景のもの
- (3) 事業者乗務証  
事業者乗務証を汚損又は毀損した場合に提出してください。
- (4) 理由書（参考様式）  
紛失等により事業者乗務証が変更できない場合に提出してください。
- (5) 運転免許証の写し（様式12）  
運転免許証の表裏面の写しを貼って、事業者の証明印が必要となります。

※ 紛失した事業者乗務証を発見したときは、速やかに返納してください。

### 4. 事業者乗務証の返納

#### ◎ 手続きが必要となる場合

事業を廃止したとき

#### ◎ 手続きに必要な書類等

- (1) 事業者乗務証返納届（参考様式）
  - ・ 事業者の押印が必要となります。
- (2) 事業者乗務証
- (3) 事業廃止届出等の写し

### 5. 料金

	正会員	非会員
(1) 事業者乗務証の交付	400円	700円
(2) 事業者乗務証の訂正	200円	300円
(3) 事業者乗務証の再交付	400円	700円
(4) 事業者乗務証の返納	不要	不要

## 事業者乗務証交付申請書

許可番号	
------	--

一般社団法人福井県タクシー協会 殿

運転免許証 の有効期限	平成	:		:	年	:		:	月	:		:	日
----------------	----	---	--	---	---	---	--	---	---	---	--	---	---

申請年月日												
平成	:		:	年	:		:	月	:		:	日

フリガナ	
氏名	

申請者の氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

注 (1) 許可番号の欄は、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた際に地方運輸局長が当該許可に付した番号を記入すること。

(2) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

# 事業者乗務証訂正再交付申請書

許可番号	
------	--

一般社団法人福井県タクシー協会 殿

運転免許証の有効期限	平成	年	月	日
------------	----	---	---	---

申請年月日				
平成	年	月	日	

フリガナ	
氏名	

申請者の氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

訂正の内容又は再交付の事由

注 (1) 申請書の名称中不要の文字は、消すこと。

(2) 許可番号の欄は、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた際に地方運輸局長が当該許可に付した番号を記入すること。

(3) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

平成 年 月 日

一般社団法人福井県タクシー協会 会長 殿

申請人

住 所

氏 名

又は名称

印

## 事業者乗務証返納届

下記の事業者乗務証を返納します。

許 可 番 号	氏 名	返 納 事 由

## 【返納事由】

- ①事業廃止      ②許可取消し      ③死亡  
④紛失発見（紛失した事業者乗務証を発見した）





参考様式

平成 年 月 日

一般社団法人福井県タクシー協会 殿

名 称

氏 名

印

## 紛失理由書

このたび、\_\_\_\_\_（理\_\_\_\_\_由）\_\_\_\_\_のため、事業者乗務証を紛失し、〇〇警察署に届出しました。

今後は、このようなことのないように管理の徹底を行いますので、事業者乗務証の再交付の手続きをお願いいたします。

なお、紛失した事業者乗務証が発見された場合は、直ちに返納いたします。

一般社団法人福井県タクシー協会 会長 殿

宣 誓 書

タクシー業務適正化特別措置法及び同法施行規則の規定により申請

訂正  
しています 事業者乗務証 につきましては、新たな事業者乗務証が  
再交付

届き次第、直ちに旧事業者乗務証を返納いたします。

平成 年 月 日

所属組合名

住 所

氏 名

印